

令和6年度第1回上下水道審議会

日 時 令和6年9月27日(金)10:00～

場 所 香美市北庁舎2階会議室

出席者 田中委員、鍵山委員、宮地委員、為近委員

【開会】

(事務局)

前回の令和5年2月に開催しました審議会では、経営戦略の策定についてご審議いただきましてありがとうございました。簡易水道事業、下水道事業と令和4年度から公営企業法の適用を行い、昨日議会で令和5年度の決算の認定が行われました。

水道事業の営業利益約5千6百万円、簡易水道事業は2億5千万円の営業損失、下水道事業は2億2千万円の営業損失となっています。しかし簡易水道事業、下水道事業には一般会計から繰入金があります。会計上は純利益がでており、黒字となっています。

本日は、特別な場合の料金算定についてご審議をお願いします。特別な場合とは月の途中で開閉栓があった場合のこととなります。

本日、大石委員、坂本委員は所用のため、欠席となりましたのでご報告いたします。

委員4名の出席により会議は成立しています。

【諮問】

香美市上下水道審議会条例(平成23年条例25号)第2条の規定に基づき、水道及び下水道の特別な場合における料金の算定の変更について、貴審議会の意見を求めます。

【議題】

(会長)

それでは、次第に沿って、議題に移ります。

上下水道料金算定の見直しについて事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、議題について説明させていただきます。

本市ではこれまで、隔月検針・隔月徴収の料金体系をとっており、1カ月未満の使用でも2カ月分を徴収してきました。これまで、利用者から閉栓の際に、数日なのに2カ月分も請求するのかなど指摘されておりました。

この度、近隣の自治体等では、使用期間が1ヵ月以内の場合は、1カ月分の請求または半月分、など、使用日数に応じた算定となってきました。

こういった状況を踏まえまして、本市においても見直すことにしました。来年4月からという時期はきりが良いですが、開閉栓が多い時期であることから、令和7年1月1日から実施することとし、使

用期間が1ヵ月以内の時は、1ヵ月分として算定するように変更することを提案するものです。
ご審議をお願いします。

(会長)

ありがとうございました。事務局から議題について説明がありました。
これについて質問や意見があれば挙手をお願いします。

－質疑－

(委員)

指摘をした使用者はどのくらいいたのか。

(事務局)

正確な人数は把握していないが、閉栓や請求を行った際に、指摘される場合があった。割合的には閉栓をする使用者の一部であり、賃貸アパートの方や転出される方が多かった。

(委員)

現在の料金体系はどのようになっているか。それをどうするのか。

(事務局)

料金表を配布。2ヵ月に1回検針し、その使用量で2ヵ月ごとに算定している。1日使用しても2ヵ月分請求している。変更後は、1日使用した場合は、1ヵ月分請求することになる。

(委員)

閉栓時はどのようにするのか。

(事務局)

閉栓の日に検針して、その水量で算定することになる。

(委員)

減額となる対象者はどのくらいとなるのか。

(事務局)

高知工科大学の学生や転出者、清掃業者が対象となる。

(委員)

算定変更に至った経緯は使用者からの要望があつてからのことか。

(事務局)

要望があつてから見直しを検討した。

(委員)

閉栓手数料はどうなっているのか。

(事務局)

現在、閉栓手数料は取っていない。

(委員)

手数料を取らないことは問題ないのか。

(事務局)

基本料金として一定は負担をしていただいている。

(委員)

この条例改正はいつ行うのか。

(事務局)

12 月議会に提案予定。

—賛否—

(会長)

提案内容に賛成とする。

【その他】

香美市生活排水処理構想の内容の説明

【閉会】